平成２１年（フ）第２１１７号
横浜市都筑区中川４丁目18番23号　リーベンランデN棟102号
債務者　石原　恵子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９１号
神奈川県相模原市相模台３丁目９番22号　馬場マンション101号
債務者　岩下　　薫
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２９４号
神奈川県相模原市千代田４丁目５番22号
債務者　久和野智賀子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３３１号
神奈川県相模原市田名3889番地１　102号室
債務者　井上　敏則
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３５７号
神奈川県相模原市城山町久保沢２丁目11番３号
債務者　小林　敦子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１４２号
香川県坂出市久米町２丁目５番10号
債務者　柴﨑ミチ子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午前11時15分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第５８号
熊本県球磨郡相良村大字川辺2185番地
債務者　坂口　理香（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第７４号
秋田県大仙市神宮寺字家後１番地13
債務者　齊藤　悦子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第８１号
秋田県大仙市幸町９番39―11号　セジュール幸A101
債務者　中上　あや
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第８６号
秋田県大仙市協和船岡字東君ケ野103番地６
債務者　柳原　友紀
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第５５２号
愛知県刈谷市大手町３丁目43番地　アーバンムラセ105号
債務者　高間　成人
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３３７号
岡山県備前市鶴海2946番地７
債務者　波多野加織
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５３２号
岡山市中区原尾島２丁目21番３号　503号
債務者　松本　重雄
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４９０９号
東京都調布市小島町３丁目50―３―203
債務者　齋藤　利雄
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４９１０号
埼玉県入間郡三芳町みよし台12―５―401
債務者　河内　貴義
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部